

体系	頁	修正内容	
全章共通			
		<ul style="list-style-type: none"> ・数値等を最新の状況に変更します。 ・必要な部分の文言等を修正します。 	
第1編 風水害等災害対策の計画的な推進			
第2章 本市の特質			
第2節	社会的条件	3	・防災に関連する要素を網羅するため詳細に記述します。
第3章 計画の推進主体とその役割			
第3節	市民等の役割	7	・過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、自ら災害教訓の伝承に努めることを追加します。
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	8	・県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体の機関等及び業務に関する事項について変更・追加します。
第5節	防災組織	13	・本市災害対策本部の本部運営部の構成を変更します。
第2編 風水害対策編			
序章	神奈川県水防災戦略	15	・台風第15号及び台風第19号や「かながわ気候非常事態宣言」を踏まえて策定された神奈川県水防災戦略について追加します。
第1章 都市の安全性の向上 2章 本市の特質			
冒頭文		16	・将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりに取り組んでいく旨を追加します。
第2節	治山・造林	18	・県環境農政局の意見を反映し、必要な部分を変更します。
第6節	高潮対策	22	・県が平成31年4月に東京湾沿岸（神奈川区間）において、高潮浸水想定区域の指定並びに高潮特別警戒水位を設定したことを追加します。
第2章 都市の安全性の向上			
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	33	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況等により、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めることを追加します。 ・情報通信技術の発達を踏まえ、AIやSNSなど、積極的な活用を図る必要性について追加します。
第5節	避難対策	41	・平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、平成31年3月に避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供し、避難行動等を支援することなどが示されたことを追加
		41	・避難所運営において、性的マイノリティの方への配慮の必要性について追加
		41	・災害の発生する前に自ら判断で避難することが必要であること、また市は県の支援を得て防災意識の普及、災害時には避難行動を支援する情報の提供について追加
		42	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動等（警戒レベル）追加 ・県避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市町村は被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加 ・避難所外避難者への対策として、市町村は被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めることを追加 ・市町村と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、災害時に想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成の促進に努めることを追加
第6節	帰宅困難者対策	47	・県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者チェックシートの活用や企業の帰宅困難者対策の促進を図ることを追加
第7節	要配慮者に対する対策	49	・施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ることを追加

第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	52	・平成30年7月豪雨では、国からのプッシュ型支援が実施されたことを受け、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制の必要性について追加 ・改正災害救助法を踏まえて策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制の必要性について追加
		52	広域物資拠点、地域内輸送拠点の設置等により、円滑な物資の受入体制の確保に努めることを追加
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	58	国が平成30年3月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設したことを追加
第14節	広域応援体制等の拡充	63	・国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を整備していることを追加
第15節	市民の自主防災活動の拡充	65	社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画や業務継続計画（BCP）の作成に努めることを追加
第17節	防災知識の普及	70	・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることを追加 ・防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進することを追加
第18節	防災訓練の実施	72	国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムの定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、対応力を強化することを追加
第19節	災害救助実施体制の充実	74	改正された災害救助法を踏まえ、災害救助の実施体制の確保や関係機関との連携確保、災害救助の運用体制の充実などを追加

第3章 災害時の応急活動対策

第1節	災害発生直前の対策	76	避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すことを追加
第7節	避難所の設置運営	94	避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、とるべき避難行動がわかるように伝達することを追加
		96	新型コロナウイルス感染症禍の現状をふまえ、政府が発出した避難所における感染症予防対策を準拠とした文章を追加
		97	改正災害救助法を踏まえて策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行うことを追加
第8節	保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動	101	非被災地域からこころのケアの専門職からなるチームが派遣される場合は、派遣に係る調整や活動場所の確保等を図ることを追加
第13節	警備・救助対策	115	災害に便乗した犯罪の取締り、被害防止に努めること及びサイバー攻撃に関する情報収集等を行うなど社会的混乱の抑制に努めることを追加
第18節	広域的応援体制	125	・自衛隊の地域担任部隊長名を追加（東部方面混成団長） ・知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求が連絡不能で実施できない場合の内容を変更

第4章 復旧・復興対策

第1節	復興体制の整備	132	復興計画案を作成する際に県、市民、関係機関、団体等の意見を聞き作成することについて、県計画との整合を図る。
第2節	復興対策の実施	133	復興計画案を作成する際に県、市民、関係機関、団体等の意見を聞き作成することについて、県計画との整合を図る。
		133	復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は国または県が代行できることを追加

			139	令和元年台風15号及び19号による被害を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、県独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設したことを追加
第4編 雪害対策編				
第2章 災害時の応急活動対策				
	第3節	活動体制の確立	152	自衛隊派遣要請に関して県計画との整合を図る。
			152	被災地域等の交通規制として、警察、自衛隊、消防が実施する措置として、県計画との整合を図る。
第5編 船舶災害対策編				
第2章 災害時の応急活動対策				
	第2節	活動体制の確立	158	横須賀海上保安部の対策本部設置に関して県計画との整合を図る。
第7編 放射性物質等災害対策編				
第2章 災害時の応急活動対策				
	第2節	活動体制の確立	170	「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」の記載内容と整合
第8編 大規模な火事災害対策編				
第1章 災害予防				
	第4節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	176	災害発生中の拡大防止が可能な災害への防止策及び専門技術者等を活用した応急対策の実施について、県計画との整合を図る。